

## パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の改正は、令和5年5月31日に総務省消防庁から「対象火氣設備等の位置、構造及び管理並びに対象火氣器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第48号）が公布され、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火氣設備について、火災予防上必要な措置が定められたことに伴い、愛川町火災予防条例に規定される基準を改めるものです。

したがって、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号に規定する「法令の制定又は改廃に伴うもの」に該当することから、パブリック・コメント手続を実施しないものです。